

## 第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

### 1. 計画策定の背景及び目的等

#### 1 - 1 計画策定の背景

平成7年1月の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることで地震に対する安全性の向上を図ることを目的に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という）が同年10月に制定された。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震など大規模な地震が頻発していることや、東海、東南海・南海、首都直下地震等発生の切迫性を踏まえて、平成17年11月に法が改正され、国は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の方針において、具体的な耐震化の目標が定められた。

島根県では、平成10年3月に「島根県耐震改修促進計画」を策定し県内建築物の耐震化に向けた計画的な取組に着手し、その後、平成17年11月の法改正により都道府県計画の策定が義務付けされたことなどを踏まえ、平成19年3月に「島根県建築物耐震改修促進計画（第1次計画）」を策定し、具体的な数値目標を定めるなど、建築物の耐震化の取組を本格化させている。

その後、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を受け、平成25年5月に法が改正され、全ての建築物に耐震診断と耐震改修の努力義務が課されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われることとなり、本県では平成29年3月に第2次計画を策定し、耐震診断結果の県への報告が必要な建築物を定めるなど、耐震化の促進を図ってきた。

近年においても、平成28年4月に熊本地震が、平成30年9月に北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、令和6年1月に発生した能登半島地震では、半島特有の地理構造による救助や復旧等の困難さが浮き彫りとなっている。

また、本県においても、平成30年4月に島根県西部地震が発生し、震度5強を観測した大田市を中心に、全半壊と一部損壊を合わせて600棟を超える建物に被害が生じたところである。

こうした近年の状況や、第2次計画における取組の成果や課題等を踏まえ、島根県建築物耐震改修促進計画（第3次計画）を策定し、耐震対策に関する一層の取組を図るものである。

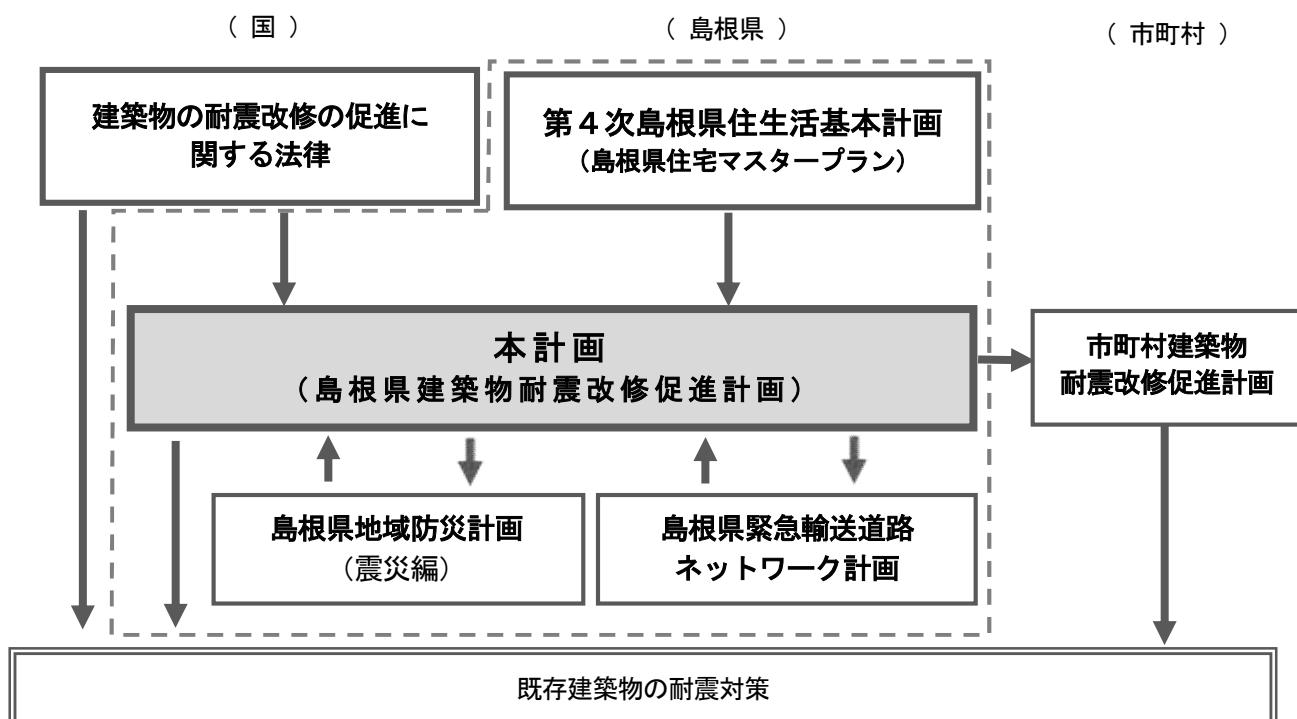
## 1 - 2 計画の目的

本計画は、県内の住宅・建築物の耐震化の推進に向けた、県の具体的な取組等を定めるものであり、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## 1 - 3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画である。
- (2) 本計画は、第4次島根県住生活基本計画（令和4年3月策定）における、「住宅や建築物の耐震化の促進」に関する具体的な取組を定めるものである。
- (3) 本計画は、県内市町村が定める耐震改修促進計画の指針である。
- (4) 本計画は、以下の計画の推進にあたり連携を図るものである。
  - ①島根県地域防災計画（震災編）（令和7年3月策定）
  - ②島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年9月策定）

図1 島根県建築物耐震改修促進計画の位置づけのイメージ



## 2. 計画の内容及び期間等

### 2-1 計画の内容

本計画は、法第5条第2項に基づき、次に掲げる事項について定める。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- (4) 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施について所管行政庁との連携に関する事項
- (5) その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 2-2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

なお、社会情勢等の変化により、計画の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行うものとする。

### 2-3 用語の説明

本計画において使用する主な用語について、以下に説明する。

#### 【耐震診断】

地震に対する安全性を評価すること。

#### 【耐震改修】

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。

#### 【旧耐震基準】

昭和56年5月31日以前の建築基準法の耐震性に係る構造基準であり、この基準によって建てられた建築物には耐震性が不十分なものが多く存在している。

#### 【新耐震基準】

耐震性に係る基準が強化された昭和56年6月1日の改正建築基準法の施行以降の耐震性に係る構造基準。

#### 【所管行政庁】

建築基準法の規定に基づき建築主事又は建築副主事を置く市町村（島根県内では、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市）については当該市町村の長、その他の市町村については都道府県知事をいう。